

新たな福利厚生制度“長期収入ガード<GLTD>”のご提案

ポイント
01

『働き方改革』と企業の経営戦略

\課題 /

人手不足や採用難といった大きな課題に直面しています。

- ▶生産年齢人口は減少傾向が継続（2010年8,103万人→2015年7,592万人）
- ▶今後も大幅な減少が見込まれる（2020年7,341万人→2030年6,773万人）

※総務省統計局 人口統計より



『働き方改革』を通じて更なる生産性向上を追求する必要がある。
今後の企業の成長において、人事戦略は重要な経営戦略といえる。

Q

働き方改革って、何に取り組めばいいのだろう…

企業における福利厚生制度の役割はどう変わっていくのだろう…

『働き方改革』の実行計画（一部）

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ▶長時間労働の是正 | ▶柔軟・多様な働き方環境整備 |
| ▶非正規雇用の待遇改善 | ▶再就職者・転職者支援 |
| ○潜在労働力の採用機会の増加 | |
| ○時短・テレワーク等、働き方の多様化と待遇の改善 | |
| ×特定の従業員を対象とした福利厚生 | |
| ×求職者が魅力を感じない福利厚生 | |

目指すは福利厚生制度の充実による、
『全従業員に優しい会社』

社員定着率の向上

他社優位な採用競争力

の実現

福利厚生制度は
企業における重要な
戦略テーマへ



全ての従業員の安心と、他社との差別化にもつながる

長期収入ガード<GLTD>の導入を提案します！

ポイント
02

全従業員にメッセージ性のある

“長期収入ガード<GLTD>”とは！

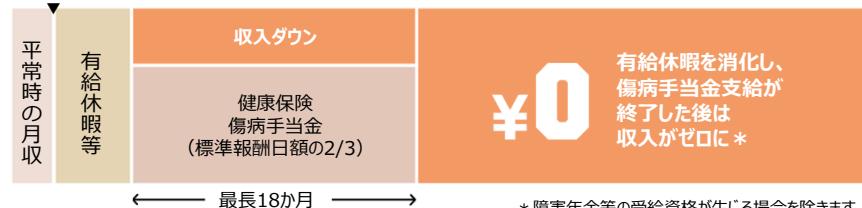
\特徴 /

従業員が働けなくなった場合に、
長期収入ガード<GLTD>により、
最長定年までの所得を補償できます！



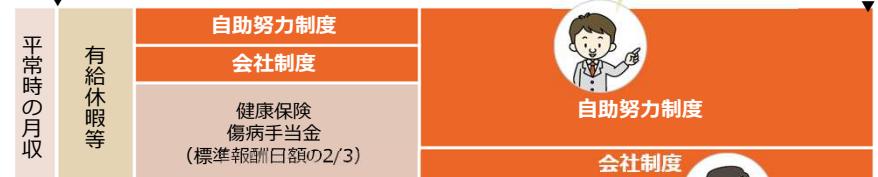
- × 万一、従業員がケガや病気で働けなくなった場合…

就業不能による休職の開始



- “長期収入ガード<GLTD>”を導入すれば…

<制度設計（例）>
就業不能による休職の開始



「健康保険傷病手当金」の
延長制度が作れます！

補償期間の長さや、保険金の額等、
貴社ニーズに応じた、柔軟な制度設計が可能！

ポイント

- ▶ 傷病手当金を補完（延長・上乗せ）する補償です。
- ▶ 貴社の人事制度等に合わせて商品設計できます。
- ▶ 貴社の法定外福利費等の予算を踏まえて、会社制度（会社が保険料負担）と
自助努力制度（従業員が保険料負担）を自由に設計することができます。

“長期収入ガード<GLTD>”導入による、4つのメリット！

“長期収入ガード<GLTD>”の導入により、企業・従業員双方にメリットのある制度構築が可能です。
低廉なコストで大きな効果につながる“長期収入ガード<GLTD>”の導入を、是非ご検討ください。

メリット
1

社員定着率が向上！



- 従業員に対し「安心して働き続けてほしい」という、メッセージ性の高い制度構築が可能です。
- 他社と比べ充実した福利厚生であることは、従業員のモチベーションUP、定着率の向上につながります。

メリット
3

採用競争力の強化！



- 求職者が企業を選ぶ際、福利厚生制度が充実しているかどうかは、重要なポイントです。
- 採用HP・求人要領等でPRし、他社と差別化できます。

PRイメージ

“長期収入ガード<GLTD>”導入前後の企業HPにおける福利厚生制度の変化例

導入後の福利厚生制度

- 導入前の福利厚生制度
 - ・社会保険（厚生年金保険、健康保険等）
 - ・住宅手当
 - ・保養所
 - ・クラブ活動
 - ・企業年金基金



等

傷病による長期休業制度（休業期間中の収入を補償）

- メンタルヘルス、健康・医療・介護、子育て等の相談窓口の提供

- ポータルサイトによる、健康・医療・介護等に関する情報提供

メリット
2

優れた費用対効果！



- 従業員1名あたり月額500円～1,000円で制度導入をすることも可能です。（補償内容により保険料は異なります）
- 低コストで充実した福利厚生制度を導入できます。

メリット
4

メンタルヘルスにも対応！



- メンタルヘルスによる休職時も、最長2年補償し、経済的な理由による無理な復職による再発を防げます。（精神障害補償特約付帯の場合）
- 各種付帯サービスを活用し、メンタルヘルス不調者を出さない仕組みや、休職者が円滑に職場復帰する仕組みの構築ができます。

主な付帯サービス

ご加入企業向けサービス

“長期収入ガード<GLTD>”サービスパック

“長期収入ガード<GLTD>”にご加入いただいた企業専用のサービスです。

無料サービス

- 生活サポートサービス（「メンタルヘルス」、「健康・医療」等の相談）
- 健康・介護ステーション（健康・介護等に関するポータルサイト）
- 職場復帰サポートサービス（人事・労務部門ご担当者向け電話相談）
- 就業規則（休職規定）簡易診断
- 人事・労務部門ご担当者向け個別相談
- 各種情報提供（セミナー、研修会等）
- ストレスチェック支援サービス（WEBでのストレスチェック実施環境[受検～結果出力]）
- ※通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、ご利用いただけない場合があります。

有料サービス

- 「こころとカラダの健康サポートプラン」（企業向けメンタルヘルス対策等の健康管理支援サービス）他

ご参考:既存制度の見直しについて



貴社の福利厚生制度についてお聞かせください！
削減できる法定外福利費はございませんか？

- 法定福利費の上昇により、福利厚生制度の見直しによる法定外福利費の削減を検討する企業が多くなっています。
- 削減された法定外福利費を“長期収入ガード<GLTD>”導入コストに充当してはいかがでしょうか。

制度分類	制度例	見直しの例	貴社制度	利用率	1名あたり 月額コスト
住宅	住宅手当 社宅制度	社宅の統合 老朽化社宅の閉鎖 …等		%	円
医療・ 健康	ストレス チェック 健康相談・ 診療所	ストレスチェック・EAP外注 保険付帯サービス化 …等		%	円
ライフ サポート	飲食補助	フリードリンク廃止 食事手当減額・廃止 …等		%	円
文化・ レクリエー ション	保養所・ 社内レクリエーション	保養所の閉鎖、会社負担 による社員旅行の廃止 …等		%	円
慶弔金	死亡 弔慰金	活用していた法人生保の 無配当化に伴う見直し 高額規程の減額 …等		%	円
共済会	私傷病 休職手当	補償する額や補償する 期間の見直し …等		%	円
その他				%	円

お問い合わせ先

- 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第三部 情報通信事業室
担当：新岡
TEL：03-6865-4023
- 代理店
株式会社エフケイ 関東営業部
TEL：03-6264-8441 FAX：03-6264-8442
担当：吉村